

寒川町教育振興基本計画



寒川町教育委員会

目 次

1. 寒川町教育振興基本計画の策定にあたって	1
2. 基本計画	3
(1) みんなの願い（グラントデザイン）	3
(2) めざす姿（今後9年間の基本目標）	5
(3) 基本方針（今後9年間の基本方針）	6
3. 実施計画	7
(1) 学校教育	7
(2) 生涯学習	13
ア 生涯学習・乳幼児期	13
イ 生涯学習・青少年期	16
ウ 生涯学習・伸長期	19
エ 生涯学習・充実期	24
オ 生涯学習・円熟期	29
資料編	
(1) 教育委員会の組織	33
(2) 教育関連法令等	36
ア 教育基本法	36
イ 国の教育振興基本計画	39
(3) 寒川町の小・中学校の概要	41
(4) 社会教育施設の概要	44
(5) スポーツ施設の概要	47



1. 寒川町教育振興基本計画の策定にあたって

(1) あらたな教育構想の必要性

寒川町は、水とみどりに恵まれ、田園風景を残しながらも、都市機能を整えた住みよいまちです。

しかしながら、核家族化、少子高齢化、国際化といった社会変化の波は他市町村と同様に寒川町にも押し寄せてきています。さらに、情報化社会の進展もあり、子どもたちを取り巻く環境は、急速に変化しています。

国は平成18年に、教育基本法を改正し、教育の目標の中に、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」という項があらたに設けられました。この新しい「公共の精神」こそ、これからの人間形成に求められる自立と共生の統一な達成を目指すものであり、これからの日本社会のあるべき姿を示しています。

同時に、改正教育基本法は、自国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展へ寄与することも教育の目標に掲げ、共生社会が、地球全体に開かれたものであることを強調しています。生命、自然、環境の尊重、保全の課題と併せ、これからの日本人が大切にすべき視点と言えます。

この、改正教育基本法に基づいて国は、これらの目指すべき教育の方向性と具体的な目標を教育振興基本計画として具体化しました。そして各地方公共団体も同様の基本計画を策定することが望ましいと規定しています。

その後、平成23年3月11日の東日本大震災は、わたしたちの人生観、文明観を一変させるほどの大きな被害をもたらしました。被災地には、日本国内からの物心両面での援助はもとより、諸外国からも多くの援助が寄せられました。生きること、学ぶこと、そして人と人が支え合うこと等の大切さについて、改めて考えさせられました。今後、災害に対する対策を進めるとともに、防災に関わる知識の普及や意識啓発に努めていく必要があります。

こうした情勢下、寒川町としても、さらなる学校教育の充実と生涯学習の振興を目指し、教育全体の構想をあらたにしていく必要が出てきました。

(2) 寒川町教育振興基本計画の策定経過

寒川町教育委員会では、平成21年度から、寒川町教育振興基本計画の策定へ向け、検討を重ねてきました。教育委員による検討会と教育委員会事務局内に設置されたプロジェクトチームによる作業部会を繰り返しながら、寒川町の教育が目指す方向を明らかにしてきました。

さらに、再検討を経てここに確定しました。寒川町教育振興基本計画は、自立と共生を目指し、「よく学び、よく遊び、よく生きる」ことを基本精神としています。児童・生徒にとっては、学ぶことは最も重要なことですが、文化やスポーツに親しみ、たくさんの友人を作り、さまざまな体験を通して豊かな心と健やかな体を育むことも大切です。また、生涯にわたり、自分の世界を広げ豊かにする学びと遊びは、人間が生きる上での糧と言えます。

本計画の柱は、学校教育の充実と生涯学習の振興の2本によって貫かれています。学校教育では、子どもが知・徳・体の調和を図り、人と人とのつながりを大切にする中で、より豊かに成長していくことを目指しています。生涯学習では、各年代における目標を定め、町民一人ひとりが人格の完成に向け、積極的に人々と共に、学び続けていくことを目指しています。

(3) 寒川町教育振興基本計画の位置づけ

寒川町総合計画・さむかわ2020プランは、寒川がさらに発展していくための町づくりの指針として、平成14年度に策定されました。教育に関しては、第4章「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」において、「ふれあいのある生涯学習の充実」「豊かな心をはぐくむ教育の推進」「地域の文化活動の推進」を目指しています。計画の期間は、前後期に分けられ、現在、後期がスタートしたところです。（平成24年時点）寒川町教育振興基本計画は、さむかわ2020プランの後期基本計画に示された方針と整合を図りながら、施策と事務事業を再編しました。

また、このさむかわ2020プランを受け、寒川町では、平成18年に生涯学習のまちづくりを進めるために、寒川学びプランを策定しました。寒川学びプランは、「ともに学び・ともに支え合う自己実現と協働のまち・さむかわ」を将来目標に掲げ、住民参加による協働型のまちづくりを目指してきています。その基本構想、基本計画は、平成18年度からの15年間で、実施計画を3期各5年間としています。寒川町教育振興基本計画は、この寒川学びプランの精神を引き継ぎつつ、学校教育の領域についても全面的に構想し、自立と共生を目指します。寒川町教育振興基本計画は、寒川学びプランとの整合を図っていますが、平成27年度には、両計画を一本化することを想定しています。

寒川町教育振興基本計画は、「2. 基本計画」において、今後の9年間にわたる基本構想を示しています。「3. 実施計画」は、学校教育と生涯学習を2本柱とした具体的な実施計画で、今後3年間ずつ前期、中期、後期の3期にわたります。ここで掲載されているものは、平成24年度からの3年間の前期計画です。

***** <計画の期間> *****

計画		年度											
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
寒川町総合計画	後期基本計画	(前期)	9年計画										
	実施計画		第1次			第2次			第3次				
寒川学びプラン	基本計画	平成18年度から15年計画											
	実施計画	第2期(4年)				第3期(6年)							
		寒川町教育振興基本計画との一本化を想定											
寒川町教育振興基本計画	基本計画	/	9年計画										
	実施計画		前期			中期			後期				

2. 基本計画

(1) みんなの願い～グランドデザイン

自立と共生をめざして

よく学び

よく遊び

よく生きる

80歳 傘寿

【生涯学習 円熟期】

人生謳歌！生きるって素晴らしい
仲間とめざせ 健康100歳

60歳 還暦

寒川で咲かせよう
もう一つの花
地域もあなたを待っている

40歳 不惑

【生涯学習 充実期】

自分の道を 迷いなく
心をひらいて 広げる世界

20歳 成人

【生涯学習 伸長期】

夢を求めて 自分探し
共に生きる 自分づくり

15歳

【学校教育】

豊かな心と確かな力

瞳輝く 寒川の子

寒川の子よ 自分大好き 友だち大好き

わくわく いきいき すくすくと！

～子どもは地域の宝 みつめ 認め 励まそう～

【生涯学習 青少年期】

地域教育力を
学校に 地域に

<家庭教育>

心をこめて
時間をかけて
子育て通して
自分も育つ

6歳

【生涯学習 乳幼児期】

泣いて笑って日々成長 しつけしっかり 明るいあした

0歳

<グランドデザインについて>

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育んでいく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもありますから、確かな知恵、しなやかな体を育んでいきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協同体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、生涯学習において、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにしていきます。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないのでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていきたいと思えます。

「学び」と「遊び」の充実、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の生涯学習では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること（＝自立）と人と人のつながりを育むこと（＝共生）の双方が同時に高められることを「よく生きる」ととらえ、目指していきます。



【寒川小学校の玄関前】

(2) めざす姿 今後9年間の基本目標

I 学校教育

- 知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(健やかな体)の調和のとれた生きる力が育まれている。

II 生涯学習

1【乳幼児期】

- あたたかい子育てとしっかりしたしつけができるような家庭教育への支援が行われている。

2【青少年期】

- 地域と共に、青少年の健全が図られるように支援が行われている。

3【伸長期】

- 夢を求め、自他を尊重しながら生きていく若者の自立へ向けた支援が行われている。

4【充実期】

- 自己をみがき、心の世界を広げる壮年への支援が行われている。

5【円熟期】

- シニアの世代が、第二の人生として、地域で活動できるような支援が行われている。
- 高齢の方が、仲間と共に楽しみながら生き生きと生活できるような支援が行われている。

(3) 基本方針 (今後の9年間の基本方針)

自立と共生をめざして
よく学び よく遊び よく生きる

賢く豊かな
自分づくり

健やかな
体づくり

⑧知恵を伝え
絆をつなぎ合う
活動への支援

⑨体を動かし
健康を保つ
活動への支援

⑥人間の幅を広げ
交流を図る
活動への支援

⑦地域に根ざした
スポーツ活動への
支援

④チャレンジ精神
自立心を育むための
環境整備

⑤スポーツに気軽に親しみ
心身の健やかな成長を
促す環境整備

学校教育

知・徳・体の調和のとれた人間づくり

①確かな学力を
身につけた
児童生徒の育成

基礎的、基本的な知識や技能を取
得させるとともに、それらを活
用できる力の育成と学びへの意
欲を高めます。

②豊かな情操と
道徳心を備えた
児童生徒の育成

人を思いやる心や感動する心を
育てるとともに、規範意識や公
共の精神を大切にできる教育を
進めます。

③積極的に運動に
取り組み自ら
体力の向上を
めざす児童生徒の育成

規則正しい生活態度を身につけ
る中で運動する習慣を身につけ、
生きる上で基盤になる体づくり
を進めます。

◇安全な学校施設安心して学べる学校環境の整備

◇個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備

【乳幼児期】

- 育児や子育てに関する情報の提供、相談や学習のできる機会の充実
- 経済的負担の軽減により私立幼稚園等への就園を奨励

【青少年期】

- 子どもを見守り、安心安全の確保
- 地域力の教育活動への活用
- 子どもの力で地域を活性化

子どもの成長を見守る環境づくり

子育てに関する情報の提供

生涯学習内熟期

80歳 傘寿

60歳 還暦

生涯学習充実期

40歳 不惑

生涯学習伸長期

20歳 成人

15歳

【青少年期】

青少年期

乳幼児期

6歳

0歳

3. 実施計画

(1) 学校教育

基本方針1 確かな学力を身につけた児童・生徒の育成（賢く豊かな自分づくり）

～基礎的・基本的な知識や技能を習得させるとともに、
それらを活用できる力の育成と学びへの意欲を高めます～

基本方針2 豊かな情操と道徳心を備えた児童・生徒の育成（賢く豊かな自分づくり）

～人を思いやる心や感動する心を育てるとともに、
規範意識や公共の精神を大切にできる人づくりを進めます～

基本方針3 積極的に運動に取り組み、自ら体力の向上をめざす児童・生徒の育成

（健やかな体づくり）
～規則正しい生活態度を身につける中で運動する習慣を身につけ、
生きる上で、基盤になる体づくりを進めます～



◇安全な学校施設、安心して学べる学校環境の整備

◇個別な支援を必要とする子どもへの体制の整備

教育は、知育・徳育・体育の3つの側面から、人格の完成を目指す営みであります。

今、世界は、激動の中にあります。これからの時代を生きぬくために必要な資質は、大きく変わろうとしています。習得した基本的な知識を基盤に、未来を切り拓く創造性を兼ね備えた児童・生徒の育成を目指します。知性は、行動や体験を通して、鍛えられ磨かれます。装飾的な知性ではなく、生き方そのものを豊かにし、人と共に生きることの価値を尊重し、自らの生活を切り拓いていく力の育成を目指します。

また、徳育の面では、自国を愛し、伝統と文化を継承・発展させると同時に、他国を尊重しながら、国際社会を生きていく日本人の育成が求められています。人と人とのつながりを大切に、正義と責任を重んじる実践的な態度の育成が、その出発点となります。さまざまな場面を通し、時代の要請に応えた公共の精神を育む教育を進めます。

もちろん、そうした力の伸長には、健康でたくましい体が必要となります。児童・生徒一人ひとりが、運動することを愛好し、自ら健康の保持増進を目指す環境を整え、知育、徳育、体育の調和のとれた教育を進めます。

上記の力を育むための前提として、安心・安全な教育環境の整備を行います。

また、個別な支援を必要とする子どもに対して特別支援教育を充実させるとともに、教育相談体制の一層の整備を図ります。

【現状と課題】

学習意欲の向上と基礎学力の定着

○全国学力・学習状況調査等の結果分析によると、基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られている学習内容がある一方で、課題となる学習内容も少なくない状況です。また、定着の不十分な児童・生徒については、きめ細かな支援が必要な状況です。当面は、学習意欲を高める学習指導の創意・工夫、課題となる学習内容を中心とした学力の定着並びに未定着の児童・生徒への学力補充に努めることが重要です。

読書活動の推進

○「子ども読書活動推進計画」や総合図書館と連携した夏休み読書記録カードの取り組みを通して児童・生徒が本を読む機会は増えています。今後も読みたい本がすぐに手に取れる環境をさらに整備していく必要があります。

体験活動の充実

○学校行事や部活動等に多くの児童・生徒は前向きに取り組んでいます。仲間と協力する活動を通して、達成感を味わうことができている。今後も教科学習とのバランスを図りながら、教科で学んだことを生かし、目的を一層明確にして行事等に取り組ませていく必要があります。

○多くの児童・生徒は「人が困っているときは進んで助けている」「近所の人に会った時はあいさつをしている」「人の気持ちがわかる人間になりたい」「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」という意識を持っています。今後も児童会活動・生徒会活動・ボランティア活動等の自主的活動を推奨しながら、思いやりの気持ちを育んでいく必要があります。

規範意識の向上

○価値観が多様化する中で、人として許されること、許されないことを教えることがますます大切になってきています。時おり規範意識に欠ける言動をとってしまう児童・生徒が見られます。家庭・地域・関係機関等との連携を図りながら、すべての児童・生徒が社会的ルールを守るようにする必要があります。

体力の向上

○生活環境の変化に伴い屋外で運動する機会は少なくなってきました。また、スポーツ少年団や部活動で熱心に活動する子と全く運動しない子の運動量の差が広がる傾向にあります。全国的にも体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力は昭和60年に比べると低下の傾向にあります。近年寒川では特に、女子中学生の運動能力の低下が懸念されています。体育の授業を中心に運動能力の向上を図る必要があります。

家庭との連携

○多くの児童・生徒は朝食をとる習慣がついていますが、日常的にテレビやDVDを長時間にわたり見ている児童・生徒が多く、特に中学生では就寝時刻が遅く、睡眠時間が少ない傾向が見られます。

○家庭学習では学校から出された宿題には取り組むが、進んで復習や予習などをする児童・生徒は限られています。授業改善に努め、学んだことが実際の生活につながるよう授業改善を図ると共に、自主的な学習をする習慣を身につけさせる必要があります。

地域との連携

○多くの児童・生徒は郷土に親しみをもち生活を送ることができています。今後は、地域のもつ教育力を学校教育に一層生かしていく必要があります。

支援教育の推進

○現在小学3校、中学校3校に特別支援学級を設置しています。特別の支援を必要とする児童・生徒が増えており、ニーズを踏まえてさらに特別支援学級を開設していく必要があります。

○子どもを取り巻く家庭環境・社会環境の変化に伴い、個別の支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあります。教師とスクールカウンセラー等の専門スタッフとの連携を図り、相談活動を展開しておりますが、さらに教育相談活動を充実していく必要があります。

教職員の指導力と学校力の向上

- 寒川の小・中学校では地域に根ざした教育を展開していますが、さらに今の時代に求められる教育を展開していくために、教師個々の資質の向上を図り、それらをつなぎ合わせ組織としての教育力を高めていく必要があります。
- 教師の世代交代が進み、若手教師が増えてきています。今後は、そうした若手教師の育成はもとより、若い力を生かし学校の活性化を図る必要があります。

防災教育の推進

○東日本大震災は大きな被害をもたらすと同時に、国民の意識を一変させました。災害に対する対策を進めるとともに、防災教育を積極的に進めていく必要があります。

学校施設の改善

○平成22年度をもって小・中学校施設の耐震補強工事は全て終了し、耐震化が図られました。教育環境のさらなる充実を目指し、大規模改修を進める必要がありますが、財政状況が大変厳しいことから、当分の間は緊急性の高い修繕を随時行っていく必要があります。

◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

学習意欲の向上と基礎学力の定着

- ① 少人数学習等を推進し、基礎・基本の確実な定着を図り、活用する力を育成します。(1)(12)
- ② 小学校低学年で35人以下学級を編成することで、一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導を展開します。(9)
- ③ 学ぶことの楽しさ・喜びを実感できる授業を展開します。(12)
- ④ 全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題となる学習内容を中心にした基礎力定着度確認問題を小学校1年から中学校3年生までの各学年別に作成し、基礎力の定着度を検証します。未達成の部分については、補充学習を丁寧に行います。(1)

読書活動の推進

- ⑤ 総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動をさらに推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育みます。(10)

体験活動の充実

- ⑥ 様々な体験学習を通し、社会のルールを学び、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成します。(3)
- ⑦ 日常的に目標に向かって努力をし、達成できたときの感動を味わえる場を設けるとともに、将来的に夢や希望に向って前向きに生きていこうとする態度を育みます。(3)
- ⑧ 情報教育、環境教育、国際教育など時代の変化に対応した教育を実施します。(4)(14)(15)

規範意識の向上

- ⑨ 教職員の研修会・研究会の活性化とともに、関係諸機関との連携を図ります。(7)

体力の向上

- ⑩ 体育の授業や部活動の充実、休み時間の運動や遊びを促し、運動への関心を高め、健康の保持増進と自ら体力の向上を目指す児童・生徒を育成します。(5)

家庭との連携

- ⑪ 早寝・早起き・朝ごはん運動を生かして、基本的な生活習慣の定着を図ります。(2)
- ⑫ 適切な課題を与えて学ぶ喜びを感じさせながら、自主的な学習をする習慣を身につけさせることを目指します。(2)

地域との連携

- ⑬ 地域の教育力を生かし、授業や課外活動の一層の充実を図ります。(8)

支援教育の推進

- ⑭ 特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援体制の充実を図ります。(13)
- ⑮ 家庭環境・社会環境の変化を踏まえ、個々のニーズに応じた支援体制を整えます。(18)(19)

教職員の指導力と学校力の向上

- ⑯ 管理職のリーダーシップのもと、学校教育目標の達成を目指した全教職員一丸となった職員体制を構築します。(11)
- ⑰ PDCAサイクルを機能させ、学校組織の活性化を図ります。(11)
- ⑱ 校内研究会の充実、教職員研修会・研究員研究会の活性化を図り、高い実践力を兼ね備えた教師の育成に努めます。(6)(16)(17)
- ⑲ 若手教師の指導力向上に向けて、研修の充実を図ります。(16)(17)

防災教育の推進

- ⑳ 震災等への災害対策を進めるとともに、防災に関わる知識の普及や意識啓発に努めます。(4)(16)

学校施設の改善

- ㉑ 学びやすい学校環境の整備を目指し、施設の大規模改修を計画的に進めます。(20)



主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【学校教育課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
「生きる力」の 育成事業	(1)	少人数学習等の実施により、学習形態や指導方法を工夫・改善し、学力向上を図ります。また、基礎力の定着度を検証し、補充学習等を実施します。	基礎力定着度確認問題の正答率	70% (65%)
	(2)	家庭との連携をとり、基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図ります。	基本的な生活習慣・学習習慣の定着率	70% (50%)

「生きる力」の 育成事業	(3)	教育活動全体を通して、生命を尊重する心や自他を大切にすることを育みます。	アンケートによる望ましい児童・生徒の割合	80% (70%)
	(4)	情報教育・環境教育・国際教育などを充実させ、時代の変化に対応する力を育成します。	アンケートによる望ましい児童・生徒の割合	80% (一)
	(5)	たくましく生きるために、自らの健康を維持・増進していこうという態度を育てます。	アンケートによる望ましい児童・生徒の割合	80% (一)
	(6)	各校の校内研究の充実を支援します。	指導主事による校内研究への指導助言回数	50回/年 (32回/年)
	(7)	児童・生徒指導力向上のための研修会・研究会の充実を図ります。	研修会への参加人数	50人/年 (40人/年)
地域のせんせい ふれあい 推進事業	(8)	「地域のせんせい」を講師にした授業や総合的な学習の充実を図ります。	アンケートによる児童・生徒・保護者の満足度	70% (一)
少人数学級実施 事業	(9)	個に応じたきめ細かな指導を展開します。	基本的な生活習慣・基礎的な学力の定着率	90% (80%)
学校図書充実事業	(10)	読書活動を推進し、豊かな情操の育成を図ります。	現状冊数に対する新規購入冊数の割合	年3% (年2%)
教育活動充実事業	(11)	各学校の組織的な教育力を高め、教育活動の充実を図ります。	指導主事による学校訪問における指導助言回数	100回/年 (80回/年)
	(12)	各学校の授業等に必要な教材・教具などを整備します。	新学習指導要領対応教材・教具の充足率	100% (一)
特別支援教育推進事業	(13)	特別の支援を必要とする児童・生徒・保護者のニーズに応えます。	アンケートによる保護者の満足度	70% (70%)
教育コンピュータ活用事業	(14)	コンピュータ教室を中心にコンピュータを活用した情報教育を推進します。	発達段階に応じたコンピュータ技能の習得率	100% (一)

【教育研究室】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
英語指導助手 活用事業	(15)	英語指導助手を活用した中学校の英語教育及び小学校外国語活動の充実を図ります。	アンケートによる児童・生徒の満足度	小90% 中70% (小一) (中一)
教職員の資質 向上事業	(16)	教員の資質向上のための研修会の充実を図ります。	研修会への参加人数	200人/年 (187人/年)

教職員の資質向上事業	(17)	研究員研究会における教育課題の研究及び研究成果の普及に努めます。	アンケートによる教職員等の達成度	70% (-)
教育相談事業	(18)	多様な支援を必要とする児童・生徒のニーズに応えます。	専門スタッフによる相談件数	1,000件 /年 (815件/ 年)
	(19)	不登校児童・生徒への支援を行います。	相談指導教室への通級率	50% (18%)

【教育総務課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
小・中学校施設改修事業	(20)	計画的な施設改修等を実施し、学びやすい学校環境の整備を図ります。	学校施設の改修率 (着工数/改修計画棟数)	100% (-)



【少人数学習による授業の様子】

(2) 生涯学習

ア 生涯学習・乳幼児期

乳幼児期は、人が成長するうえで基盤となる重要な時期です。子どもが十分な愛情を受け、安心を感じながら、心身ともに成長していくことは、その後の豊かな人格形成につながります。

この時期に一番大切なことは、基本的なしつけであり、この時期の教えは、将来にわたり重要な意味を持ちます。良いこと、悪いことの区別を生活に即して、きちんと指導することが大切です。

しかし、乳幼児期の子育ては、昨今の社会変化の中で、さまざまな点で困難さを抱えています。子育ては保護者の責任において行うべきですが、社会全体で支えていく環境づくりを進めていくことも大切です。

さらに、子どもを育てることは、同時に、保護者自身の成長につながるとの観点に立って、家庭教育への支援をしていきます。

◇乳幼児期の方針◇

- 家庭教育に関する情報の提供を図り、相談や学習の機会を設けます。
- 経済的負担を軽減することで、私立幼稚園等への就園を奨励します。

【現状と課題】

〈教育総務課〉

○私立幼稚園等は、遊びや運動を通して社会性を身につける大変重要な教育機関です。しかし、私立幼稚園等に就園させるには、保護者の経済的な負担が大きいことも事実です。

〈生涯学習課〉

○多くの保護者は親戚や地域の支援を受けながら、希望を持って子育てに取り組んでいますが、支援を必要とする保護者に子育てに関する情報が行き渡らない状況があります。

〈スポーツ振興課〉

○スポーツ団体による親子を対象とした教室は開催されていますが、乳幼児に関しては発育時期の遊びからスポーツへと変わる視点での取り組みが必要です。

○町営プールは、夏季の開場時に多くの幼児が利用し、にぎわっていますが、施設の老朽化が進んでいます。

〈公民館〉

○公民館では親子参加の講座を設けていますが、参加者に偏りが見られます。多様なニーズを踏まえた講座を企画する必要があります。

〈総合図書館〉

○総合図書館は、保護者に付き添われた乳幼児にも利用されています。おはなし会を行っており、参加者は1回平均約20人で、会場に余裕がある状況です。さらに図書資料に親しんでもらうため参加者を増やしていくことが課題です。

○総合図書館では、子育てや家庭教育に関する資料購入を行っています。子育てや家庭教育の支援のため関連資料を充実して側面的支援をしていくことが必要です。

◆◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

〈教育総務課〉

- ① 保育料・入園料を補助して経済的負担を軽減することで、私立幼稚園等への就園を奨励します。(1)

〈生涯学習課〉

- ② 子育てに関して、子育て支援課等と連携して気軽に相談ができる体制を整えます。(2)
- ③ 子育て、家庭教育についての学習機会を設け、その情報提供に努めます。(2)

〈スポーツ振興課〉

- ④ 親子を対象としたスポーツ教室やイベントを開催します。(3)(4)
- ⑤ 老朽化した町営プールの改修に向け、施設のあり方を検討します。(5)

〈公民館〉

- ⑥ 子育て、家庭教育についての講座を開催し、家庭教育への支援を進めます。(6)(7)

〈総合図書館〉

- ⑦ おはなし会の内容を充実し、さらに参加者を増やします。(8)
- ⑧ 子育てや家庭教育に役立つ情報提供を行うための資料収集に努めます。(9)



主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【教育総務課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
私立幼稚園 就園奨励費 助成事業	(1)	幼児の幼稚園などの幼児教育機関への就園を促すために、園児の保護者に補助金を交付して経済的負担を軽減します。	町内在住の4・5歳児のうち、保育園に通園する児童を除く児童の私立幼稚園等への就園率	100% (96%)

【生涯学習課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
学習情報提供 体制整備事業	(2)	子育てや家庭教育に関する情報をホームページ・広報誌・町民大学メニュー等に掲載します。	情報誌「すきっぷ」の発行回数	4回 (4回)

【スポーツ振興課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
スポーツ活動 推進事業	(3)	親子で参加できるスポーツ教室や大会等を開催し、親子がふれあう機会の提供をします。	親子スポーツ教室の年間参加者数	240人 (—)
	(4)	多くの親子が教室等に参加できるよう、広報紙、ホームページ等を通じて積極的に情報を提供します。	参加者が定員を満たす親子教室数	全教室 (—)
スポーツ施設 運営管理事業	(5)	町営プールで幼児向けのプールを開放します。	利用幼児者数	3,500人 (3,273人)

【公民館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
公民館講座開 催事業	(6)	子育てや家庭教育につながる講座を開催します。	講座定員に対する参加率	100% (92%)
文化振興事業	(7)	音楽鑑賞会など芸術文化に親しむ機会を提供します。	鑑賞会等の定員に対する参加率	100% (86.5%)

【総合図書館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
総合図書館運 営事業	(8)	おはなし会（読み聞かせ）の事業を開催します。	開催回数	60回 (50回)
	(9)	子育てや家庭教育関係の資料を充実していきます。	年間購入資料点数	50点 (16点)



【総合図書館 おはなし会】

イ 生涯学習・青少年期

学校・家庭・地域が協力しながら、子どもを教育していくことはとても大切です。

このことに対し、寒川町教育委員会では、3つの観点から取り組んでいきます。

第一に、子どもの安心・安全の確保という観点であります。地域に、子どもを見つめ、認め、励ます目が多いほどに、子どもの安心感は増し、安全も図られます。子どもの安心・安全確保へ向け、学校・家庭・地域の連携を進めます。

第二に、子ども一人ひとりの個性を伸ばすという観点であります。保護者や地域の人材を活用し、学習や体験活動を充実させます。

第三は、子どものボランティア活動や地域行事への参加を通して、地域の一員としての自覚を育てていこうとする観点であります。ボランティア活動は、自他双方の存在意義を認め自尊感情を高める効果があります。子どもたちが地域の行事に積極的に関わっていけるよう支援していきます。

◇青少年期の方針◇

- 子どもを見守り、安心・安全を確保します。
- 保護者、地域の人材を生かし、学習活動・体験活動の充実を図ります。
- 地域で育った子どもの力を地域の活動に生かします。

【現状と課題】

〈生涯学習課〉

- 社会変化の中で地域の大人と子ども、子ども同士の間関係の希薄化が進んでいます。つながりのきっかけとなる事業を設けていくことが大切です。
- 必要な子どもたちが必要なときにふれあい塾を利用できるよう、児童向けに加えて、保護者向けの周知を図る必要があります。また、見守りボランティアの安定的確保といった課題もあります。

〈スポーツ振興課〉

- 町営プールを開場し、多くの小・中学生の心身の健康増進に役立っていますが、施設の老朽化が進み、改修時期やあり方の検討が必要となっています。
- 総合型地域スポーツクラブを活用し、青少年がスポーツに親しめる環境の充実を図る必要があります。
- スポーツ推進委員がニュースポーツの指導を行っていますが、青少年を対象とした指導があまり行われていない実態があります。

〈公民館〉

- 公民館講座への青少年の参加が少ない実態があります。学校と連携した自然観察や体験講座、学習会などを実施し、青少年の参加を増やす必要があります。
- 子どもフェスティバルは地域と青少年が連携した事業です。しかしながら、一部地域の開催に止まっており、今後は町全域に広げていく必要があります。

〈総合図書館〉

- 総合図書館を身近に感じ理解してもらうため小学生の図書館たんけんや中学生の職場体験など学校単位で受入を行っています。個人でも参加できる図書館を身近に感じてもらえる事業展開が課題です。
- 総合図書館では、青少年の読書意欲を図るため読書週間ポスター展や夏休みに読んだ本を記録する読書記録カードなどを実施しています。多くの青少年に図書館を利用してもらうことが課題です。

◆◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

〈生涯学習課〉

- ① 子ども会事業や町事業等へ参加するなど、ボランティア活動に取り組むジュニア・リーダーズクラブへの支援を積極的に行い、クラブの活性化を図ります。(1)
- ② ふれあい塾を通して、子どもたちが安心・安全に遊べる場を確保するとともに、ふれあい塾の見守りボランティア登録者を増やします。(2)
- ③ 地域行事として定着している町文化祭に、多くの青少年等が参加できるよう工夫します。(3)

〈スポーツ振興課〉

- ④ 親子で参加できるスポーツ教室等を開催し、親子がふれあえる機会を提供します。
また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団と連携を図り、多様なスポーツの機会を提供します。(4)(5)(6)
- ⑤ 老朽化した町営プールや庭球場の改修時期や施設のあり方を検討します。(再掲) (7)

〈公民館〉

- ⑥ 青少年を対象に、自然観察会、体験講座を開催します。(8)
- ⑦ 子どもフェスティバル、クリスマス広場など青少年が主体となる事業を実施します。(9)
- ⑧ ジュニア絵画展や書き初め大会など、美術や文化に親しむ事業へのより一層の参加を促します。(10)

〈総合図書館〉

- ⑨ 図書館体験などの機会を設け、図書館の利用促進を図ります。(11)
- ⑩ 学校と連携をとりながら、読書意欲の向上を図ります。(12)



主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【生涯学習課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
青少年育成事業	(1)	青少年指導員連絡協議会と連携しながらジュニア・リーダーズクラブの活性化を図ります。	ジュニアリーダーズクラブ会員数	平成23年度比10%増 (29人)
ふれあい塾運営事業	(2)	地域の見守りボランティアのもとで放課後の子どもたちが安心して遊べる場所を提供します。	児童のふれあい塾登録率	80% (67.5%)
地域文化振興事業	(3)	町文化祭への青少年の参加促進のため、ヤング・ダンス・フェスタ等の事業を実行委員会と協働で進めます。	文化祭への青少年の参加者数	200人 (174人)

【スポーツ振興課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
スポーツ支援 体制強化事業	(4)	総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団を支援することにより、小・中学生のニーズに合わせたスポーツ活動を進めます。	小・中学生の要望に応えるため、種目別の指導者を派遣する制度の確立	制度の確立 (—)
スポーツ活動 推進事業	(5)	親子で参加できるスポーツ教室や大会等を開催し、親子がふれあう機会の提供をします。(再掲)	親子スポーツ教室の開催数	12 教室 (—)
	(6)	多くの親子が教室等に参加できるよう、広報紙、ホームページ等を通じて積極的に情報提供をします。(再掲)	参加者が定員を満たす親子教室数	全教室 (—)
スポーツ施設 運営管理事業	(7)	学校の体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーションに親しむ場を提供します。	体育施設を一般開放する町立小・中学校数	8 校 (8 校)

【公民館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
公民館講座開 催事業	(8)	青少年向け体験講座等を開催します。	講座定員に対する参加率	100% (94%)
	(9)	子どもフェスティバル等青少年と地域の方々が交流する場を設けます。	実施公民館数	3 館 (1 館)
文化振興事業	(10)	ジュニア絵画展や書き初め大会など芸術文化に親しむ機会を提供します。	全児童・生徒数に対する出展割合	70% (54%)

【総合図書館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
総合図書館運 営事業	(11)	図書館の仕事や内部を知ってもらうための個人参加型の図書館体験事業を行います。	事業定員への参加率	100% (—)
	(12)	読書意欲の推進や本を読む機会作りのため、夏休みに「読書記録カード」事業を行います。	参加者数	250 人 (196 人)



【総合図書館 ライブ・イン・ライブラリー】

ウ 生涯学習・伸長期

青年期は、夢を抱き、自己のアイデンティティを形成する時期です。さまざまな出会いを通し、飛躍的に視野が広がる時期でもあります。将来、寒川や日本を支える若者たちの能力の伸長、夢の実現に向けた学びを支援します。

この時期、多くの青年の活動の場が町から離れてしまうために、地域での活動が少なくなる傾向があります。しかし、本来、誰もが地域や社会の中で役に立ちたいという気持ちを持っています。そうした青年たちの願いがかなうよう環境整備を進めます。

スポーツの面でも、青年が気軽にスポーツに親しめる環境をつくります。

基本方針4 チャレンジ精神・自立心を育むための環境整備を進めます。

(賢く豊かな自分づくり)

【現状と課題】

〈生涯学習課〉

- 通勤、通学により町外で過ごす時間が多く、地域で活動したり、地域の行事に参加しづらい状況にあります。
- 生涯学習拠点として地区公民館3館体制をとっていますが、青年たちのニーズに応えきれていない状況にあります。
- 成人式への参加率は、ここ数年75%前後と高いものとなっています。さらに門出にふさわしい成人式を目指します。
- 文化財学習センターでは、町の歴史についての資料を展示していますが、利用者は少ない状況です。企画展示などを工夫するとともに、魅力的な講座を開催し利用者を増やす必要があります。

〈公民館〉

- 多様化するニーズに対応しきれず青年たちの利用が少ない傾向があります。若者文化を取り入れた講座や鑑賞の場を設ける必要があります。

〈総合図書館〉

- 利用者の利便性の向上に向けて総合図書館と南・北公民館図書室のサテライト化を早期実現する必要があります。
- 総合図書館は、多くの方に利用されています。伸長期の町内利用者の登録率は約50%です。利用者のさまざまなニーズに応えられる資料の整備を行い、多くの方に図書館を利用していただき登録者を増やしていくことが課題です。
- より開かれた総合図書館を目指しボランティア等を積極的に活用していく必要があります。

◆◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

〈生涯学習課〉

- ① 青年たちが参加しやすい生涯学習の機会を設け、地域の仲間づくりを進めます。(1)
- ② 成人式の記念事業を新成人等による実行委員会形式とし、自らが式の企画や運営にあたることにより、自立と共生の精神を育みます。(2)
- ③ 文化財学習センターでの各種講座や企画展を充実させ、郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。(3)

〈公民館〉

- ④ 若者文化を取り入れ、青年たちが参加しやすい講座を開催し、地域の仲間づくりを進めます。(4)
- ⑤ コンサート、演劇、バレエ、ダンス等のより質の高い文化芸術の発表や鑑賞の機会を設けます。(5)

〈総合図書館〉

- ⑥ 総合図書館と南北公民館図書室のサテライト化を図り、図書館機能を向上させるとともに、図書館利用の促進に努めます。(6)(7)
- ⑦ 図書館ボランティアの活用により図書館サービスの充実に努めます。(8)



主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【生涯学習課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
生涯学習振興事業	(1)	PTA 指導者研修会など成人期を対象とした事業を実施し、仲間づくりを進めます。	P T A を対象とした研修の参加者数	平成23年度比10%増 (68人)
成人式開催事業	(2)	「祝ってもらう」から「自ら祝う」式へ転換し、自立と共生を学ぶ機会とします。	式典参加者率	80%以上 (74.5%)
文化財学習センター事業	(3)	埋蔵文化財の整備、展示のほか、民具、農具の展示、各種事業実施などにより、文化財保護意識の普及、啓発を図ります。	文化財学習センター来館者数	平成23年度比10%増 (646人)

【公民館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
公民館講座開催事業	(4)	若者文化を取り入れた講座を開催し、仲間づくりを進めます。	講座定員に対する参加率	100% (88.5%)
文化振興事業	(5)	文化講演会など学ぶ機会を充実させるとともに発表の場を提供します。	講演会等の定員に対する参加率	50% (31%)

【総合図書館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
総合図書館運営事業	(6)	南・北公民館図書室とのサテライト化を行い、利用者の利便性を図ります。	サテライト館数	2館 (-)
	(7)	図書館利用方法のPRや周知に努めます。	町内利用者の登録率	55% (50%)
	(8)	ボランティアを募り、より開かれた図書館運営を行います。	登録者数	10名 (-)



【成人式を前にして】

基本方針5 スポーツに気軽に親しみ、心身の健やかな成長を促す環境の整備を進めます。(健やかな体づくり)

【現状と課題】

〈スポーツ振興課〉

- 全国大会や世界大会に出場する競技者に交付金を支給しています。激励の意味も含めて対象者すべてに支給する必要があります。
- 学校施設を一般に開放し、それぞれの地域でスポーツに親しむ場を提供しています。
- スポーツの指導者として資質に優れた人材はいるものの生かしきれていない現状であります。体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携し人材活用を図る必要があります。

◆◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

〈スポーツ振興課〉

- ① スポーツの基本や理論をしっかりと指導できる人材を育成・確保し、競技力の向上を図ります。(1)
- ③ スポーツイベントやスポーツ活動を支援するボランティア制度を確立します。(2)(3)
- ④ 全国大会等出場交付金がすべての対象者に交付されるよう、ホームページ等での周知を図ります。(4)(5)



主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【スポーツ振興課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
スポーツ支援 体制強化事業	(1)	総合型地域スポーツクラブと連携することにより、町民のニーズに合わせたスポーツ活動を進めます。	町民の要望に応えるため、種目別の指導者を派遣する制度の確立	制度の確立 (—)
	(2)	地域におけるスポーツ活動の支援のため、スポーツボランティア等の人材を確保します。	スポーツボランティア制度の確立	制度の確立 (—)

スポーツ活動 推進事業	(3)	町民のニーズにあったスポーツ教室や大会等を開催し、多くの町民に生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供します。	参加者が定員を満たす教室数	全教室 (1/4 教室)
	(4)	多くの町民が教室等に参加できるよう、広報紙、ホームページ等を通じて積極的に情報提供を行います。(再掲)	参加者が定員を満たす教室数	全教室 (1/4 教室)
	(5)	全国大会等出場に対する交付金の助成や競技団体への活動支援を行い競技力の向上を目指します。	全国大会・世界大会年間出場者数	前年度 10%増 (31人)



【町営プール】

エ 生涯学習・充実期

壮年期と呼ばれる世代は、生涯の中で、最も仕事の持つウエイトが高まる時期です。多くの人が仕事を通して自己実現を目指しています。その自己実現をより一層深めるための学習の機会を充実させます。

また、この年代における「学び」が仕事を中心に展開されるならば、余暇を活用しての「遊び」の存在も、大きな意味を持ちます。遊びを通して心を広げ、人とつながりを深めることが可能となります。この世代の豊かな力の組織化を図ります。さらに、学校教育や家庭教育への支援、地域の活性化につなげていきます。

スポーツ振興の面では、年代をこえて自由に、好きなスポーツへの参加ができる環境を整備します。

基本方針6 人間の幅を広げ、交流を図る活動への支援を行います。

(賢く豊かな自分づくり)

【現状と課題】

〈生涯学習課〉

- 学習者の自己発見や、生きがいづくり、仲間づくりのきっかけとなるような事業を開催していますが、仕事中心の生活期であるため、地域行事等への参加が少ない傾向にあります。
- 人材登録制度では、一定の登録はあるものの、その利用率は高いものとは言えません。そのため登録講師による自主企画講座の実施など制度のPRを図る必要があります。
- 地域の生涯学習拠点としての施設・設備が不足しています。当面は既存施設を有効に活用しながら、今後の経済・財政状況を見据え、方向性を検討する必要があります。
- 文化財学習センターでは、町の歴史についての資料を展示していますが、利用者は少ない状況です。企画展示などを工夫するとともに、魅力的な講座を開催し利用者を増やす必要があります。(再掲)

〈公民館〉

- 講座参加者に女性が多く、男性が少ない傾向があります。今後は男性をターゲットにした講座も充実させる必要があります。
- 公民館サークルの発表などを通じて、身近に芸術や文化に親しむ場があります。今後は専門家等による質の高い芸術鑑賞の場を設けます。

〈総合図書館〉

- 利用者の利便性の向上に向けて総合図書館と南・北公民館図書室のサテライト化を早期実現する必要があります。(再掲)
- 総合図書館は、多くの方に利用されています。充実期の町内利用者の登録率は約30%です。利用者のさまざまなニーズに応えられる資料の整備を行い、多くの方に図書館を利用していただき登録者を増やしていくことが課題です。(一部再掲)
- より開かれた総合図書館を目指しボランティア等を積極的に活用していく必要があります。(再掲)

◆◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

〈生涯学習課〉

- ① 円熟期への助走路となるような生涯学習の機会や、学習成果を地域へ還元できる仕組みを充実させるとともに、不惑式などの実施により地域の仲間づくりの場を設けます。(1)(2)
- ② 文化財学習センターでの各種講座や企画展を充実させ、郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。(再掲)(3)

〈公民館〉

- ③ 男女が共に充実した生涯学習の円熟期を迎えられるように、講座等さまざまな機会を設定し、生涯学習を通して、地域の仲間づくりを進めます。(4)
- ④ コンサート、演劇、バレエ、ダンス等のより質の高い文化芸術の発表や鑑賞の機会を設けます。(再掲)(5)

〈総合図書館〉

- ⑤ 総合図書館と南・北公民館図書室のサテライト化を図り、図書館機能を向上させるとともに、図書館利用の促進に努めます。(再掲)(6)(7)
- ⑥ 図書館ボランティアの活用により図書館サービスの充実に努めます。(再掲)(8)



主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【生涯学習課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
学習情報提供体制整備事業	(1)	学習機会を求めている人や自分の技術技能などを伝えたい人に情報を提供できるよう、その体制を充実し地域の学習活動の活性化を図ります。	ステップアップ登録講師による講座開催数	平成23年度比10%増 (11講座)
生涯学習振興事業	(2)	不惑式など地域参加へのきっかけとなる場を設けるとともに、生涯学習の意識向上を図るため、町民大学など自由に学習活動ができる環境づくりを行います。	町民大学メニュー事業の定員に対する参加率	平成23年度比10%増 (63.8%)
文化財学習センター事業	(3)	埋蔵文化財の整備、展示のほか、民具、農具の展示、各種事業実施などにより、文化財保護意識の普及、啓発を図ります。(再掲)	文化財学習センター来館者数	平成23年度比10%増 (646人)

【公民館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
公民館講座開催事業	(4)	男女が共に生涯の趣味や生きがいにつながるような講座を開催します。	講座定員に対する参加率	100% (89.25%)
文化振興事業	(5)	文化講演会など学ぶ機会を充実させるとともに発表の場を提供します。(再掲)	講演会等の定員に対する参加率	50% (31%)

【総合図書館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
総合図書館運営事業	(6)	南・北公民館図書室とのサテライト化を行い、利用者の利便性を図ります。(再掲)	サテライト館数	2館 (-)
	(7)	図書館利用方法のPRや周知に努めます。(再掲)	町内利用者の登録率	35% (30%)
	(8)	ボランティアを募り、より開かれた図書館運営を行います。(再掲)	登録者数	10名 (-)



【公民館まつり】

基本方針7 地域に根ざしたスポーツ活動への支援を行います。

(健やかな体づくり)

【現状と課題】

〈スポーツ振興課〉

- スポーツの指導者として資質に優れた人材はいるものの生かしきれていない現状であります。体育協会や総合型スポーツクラブと連携し人材活用を図る必要があります。(再掲)
- スポーツ教室やイベントの参加者が固定化する傾向があります。内容、開催日の時期や情報提供の仕方を見直す必要があります。
- 学校施設を一般に開放し、それぞれの地域でスポーツに親しむ場を提供しています。(再掲)

◆◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

〈スポーツ振興課〉

- ① スポーツの基本や理論をしっかりと指導できる人材を育成・確保し、競技力の向上を図ります。(再掲) (1) (2)
- ② ニュースポーツ等、気軽にできるスポーツの普及・啓発を行い、より多くの町民に体を動かす楽しさが体感できる事業を展開します。(3)(4)



主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【スポーツ振興課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
スポーツ支援 体制強化事業	(1)	総合型地域スポーツクラブとの連携により、町民のニーズに合わせたスポーツ活動を進めます。(再掲)	町民の要望に応えるため、種目別の指導者を派遣する制度の確立	制度の確立 (-)
	(2)	地域におけるスポーツ活動の支援のため、スポーツボランティア等の人材を確保します。(再掲)	スポーツボランティア制度の確立	制度の確立 (-)

スポーツ活動 推進事業	(3)	町民のニーズあったスポーツ教室や大会等を開催し、すべての町民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供します。(再掲)	参加者が定員を満たす教室数	全教室 (1/4教室)
	(4)	多くの町民が教室等に参加できるように、広報紙、ホームページ等を通じて積極的に情報提供を行います。(再掲)	参加者が定員を満たす教室数	全教室 (1/4教室)



【テニス教室】

オ 生涯学習・円熟期

還暦を過ぎ、人生の円熟期に入った世代の方々は、多くの場合、すでに仕事の面でも子育ての面でも、責任を果たし終えようとしています。人生90年時代と言われる今日、ここ寒川にて、「もうひとつの花」を咲かせていただくことができる環境づくりを進めます。

これまで培われた多くの智恵を生かしていただき、文化の振興、発展を図ることができるよう環境整備を進めます。さらに、多くの人とのふれあいの中で、文化を伝える機会を設けていきます。

また、いつまでも体を動かし、健康を保つことのできる環境整備を進めます。

基本方針8 知恵を伝え、絆をつなぎ合う活動への支援を行います。

(賢く豊かな自分づくり)

【現状と課題】

〈生涯学習課〉

- ライフワークや新たな生きがいがいづくりにつながる事業を展開していますが、まだまだ参加が少ないのが現状です。
- 人材登録制度では、一定の登録はあるものの、その利用率は高いものとは言えません。そのため登録講師による自主企画講座の実施など制度のPRを図ります。(再掲)
- 地域の生涯学習拠点としての施設・設備が不足しています。当面は既存施設を有効に活用しながら、今後の経済・財政状況を見据え、方向性を検討する必要があります。(再掲)
- 文化財学習センターでは、町の歴史についての資料を展示していますが、利用者は少ない状況です。企画展示などを工夫するとともに、魅力的な講座を開催し利用者を増やす必要があります。(再掲)

〈公民館〉

- 現在、多くの方が公民館を利用していますが、利用者の固定化が見られます。今後は、次の世代との交流やいつまでも利用できる環境づくりが必要です。
- 公民館サークルの発表などを通じて、身近に芸術や文化に親しむ場があります。今後は専門家等による質の高い芸術鑑賞の場を設けます。(再掲)

〈総合図書館〉

- 利用者の利便性の向上に向けて総合図書館と南・北公民館図書室のサテライト化を早期実現する必要があります。(再掲)
- 総合図書館は、多くの方に利用されています。円熟期の町内利用者の登録率は約20%です。利用者のさまざまなニーズに応えられる資料の整備を行い、多くの方に図書館を利用していただき登録者を増やしていくことが課題です。(一部再掲)
- より開かれた総合図書館を目指しボランティア等を積極的に活用していく必要があります。(再掲)

◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

〈生涯学習課〉

- ① 今までの経験や学習した成果を生かし、「地域のせんせいふれあい推進事業」や地域の生涯学習活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。(1)

- ② 還暦式などライフワークや新たな生きがいづくりのきっかけになる事業を実施します。(2)
- ③ 文化財学習センターでの各種講座や企画展を充実させ、郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。(再掲) (3)

〈公民館〉

- ④ 新たな趣味や生きがいにつながるような講座を開催し、地域での活動を支援します。(4)
- ⑤ コンサート、演劇、バレエ、ダンス等のより質の高い文化芸術の発表や鑑賞の機会を設けます。(再掲) (5)

〈総合図書館〉

- ⑥ 総合図書館と南北公民館図書室のサテライト化を図り、図書館機能を向上させるとともに、図書館利用の促進に努めます。(再掲) (6) (7)
- ⑦ 図書館ボランティアの活用により図書館サービスの充実に努めます。(再掲) (8)



主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【生涯学習課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
学習情報提供体制整備事業	(1)	学習機会を求めている人や自分の技術技能などを伝えたい人に情報を提供できるよう、その体制を充実し地域の学習活動の活性化を図ります。(再掲)	ステップアップ登録講師による講座開催数	平成23年度比10%増 (11講座)
生涯学習振興事業	(2)	還暦式など地域参加へのきっかけとなる場を設けるとともに、生涯学習の意識向上を図るため、町民大学など自由に学習活動ができる環境づくりを行います。	町民大学メニュー事業の定員に対する参加率	平成23年度比10%増 (63.8%)
文化財学習センター事業	(3)	埋蔵文化財の整備、展示のほか、民具、農具の展示、各種事業実施などにより、文化財保護意識の普及、啓発を図ります。(再掲)	文化財学習センター来館者数	平成23年度比10%増 (646人)

【公民館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
公民館講座開催事業	(4)	各種講座を開催するとともに、生涯学習の指導者として学習の成果を地域に還元できるような体制を整えます。	講座定員に対する参加率	100% (89.25%)
文化振興事業	(5)	文化講演会など学ぶ機会を充実させるとともに発表の場を提供します。(再掲)	講演会等の定員に対する参加率	50% (31%)

【総合図書館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
総合図書館運営事業	(6)	南・北公民館図書室とのサテライト化を行い、利用者の利便性を図ります。(再掲)	サテライト館数	2館 (-)
	(7)	図書館利用方法のPRや周知に努めます。(再掲)	町内利用者の登録率	25% (20%)
	(8)	ボランティアを募り、より開かれた図書館運営を行います。(再掲)	登録者数	10名 (-)

基本方針9 体を動かし、健康を保つ活動の支援を行います。

(健やかな体づくり)

【現状と課題】

〈スポーツ振興課〉

- レクリエーションフェスティバルを開催し、円熟期の町民の励みとなっておりますが、さらに参加者を増やしていく必要があります。
- 円熟期の町民がスポーツに親しむ機会が増えており、健康を考慮した施設のあり方について検討する必要があります。
- スポーツ施設の有効活用を図るため、総合体育館と連携する必要があります。
- スポーツに安心して取り組めるよう、体力や身体の状態を把握する必要があります。

◆◆◆◆◆ 前期計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆◆

※右側の番号は、該当する主な取り組みの番号です。

〈スポーツ振興課〉

- ① スポーツに安心して取り組むため、体力や身体の状態を把握する体力測定を実施します。(1)
- ② 町民のニーズに応じたスポーツボランティア等の人材を確保します。(2)
- ③ ニュースポーツ等、気軽にできるスポーツの普及・啓発を行い、より多くの町民に体を動かす楽しさを実感させるための事業を展開します。(再掲) (3)
- ④ 総合型地域スポーツクラブを支援し、体力に合わせたスポーツ活動を進めます。(3)
- ⑤ スポーツ施設の有効活用を図るため、総合体育館と連携し、体力づくり、健康づくりを進めます。(再掲) (3)

主な取り組み

現状値は平成22年度の数値

【スポーツ振興課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
スポーツ支援 体制強化事業	(1)	総合型地域スポーツクラブと連携し、体力や身体の状態を把握するための体力測定を実施します。	体力測定参加者数	300人 (200人)
	(2)	地域におけるスポーツ活動の支援のため、スポーツボランティア等の人材を確保します。(再掲)	スポーツボランティア制度の確立	制度の確立 (-)
スポーツ活動 推進事業	(3)	町民のニーズにあったスポーツ教室や大会等を開催し、すべての町民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供します。(再掲)	参加者が定員を満たす教室数	全教室 (1/4教室)



【グラウンドゴルフ】

資料編

(1)教育委員会の組織

ア 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を管理・執行するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。この教育委員会制度は、教育委員の合議により、基本となる方針を決定し、それを教育長が事務局の事務を統括し、執行するというしくみです。

寒川町教育委員会は、5人の委員から構成されています。委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。委員の任期は4年で、再任されることもできます。委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰します。委員長の任期は1年ですが、再選されることもあります。

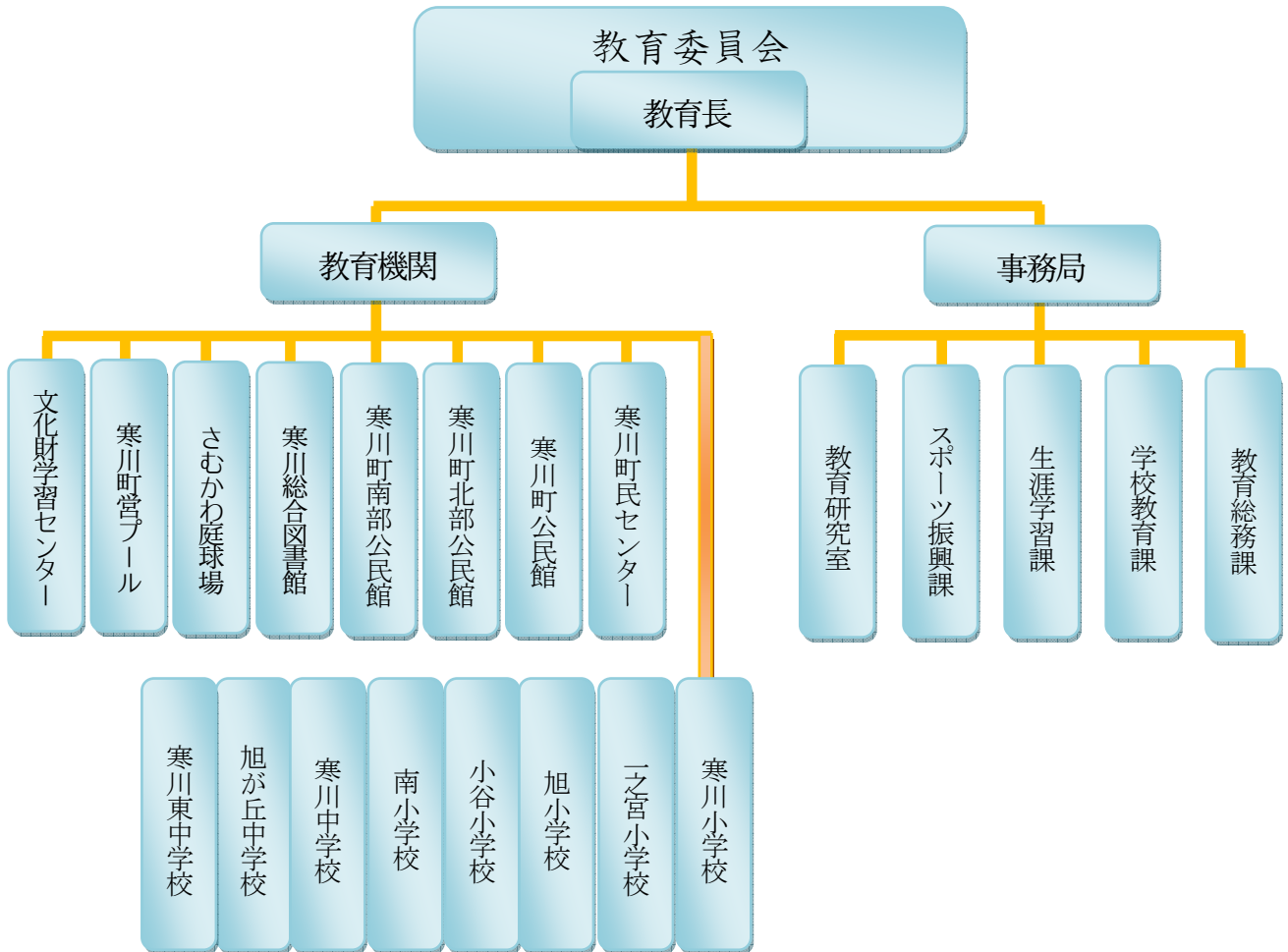
教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に教育長と事務局が置かれています。教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命します。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、事務をつかさどります。事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会規則により定められています。

イ 教育委員会の任務

教育委員会は、以下のような任務をもっています。

- 学校など教育機関の設置、管理及び廃止
- 教育財産の管理
- 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事
- 児童・生徒等の就学、入学、転学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎などの施設や教具などの設備の整備
- 教育関係職員の研修
- 教育関係職員、児童・生徒等の保健、安全、厚生、福利
- 学校など教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 生涯学習に関すること
- 青少年教育、成人教育、公民館事業など社会教育
- 体育、スポーツに関すること
- 文化財保護
- 教育に関する調査、統計
- 教育相談、広報
- その他教育に関わること

ウ 教育委員会の組織図

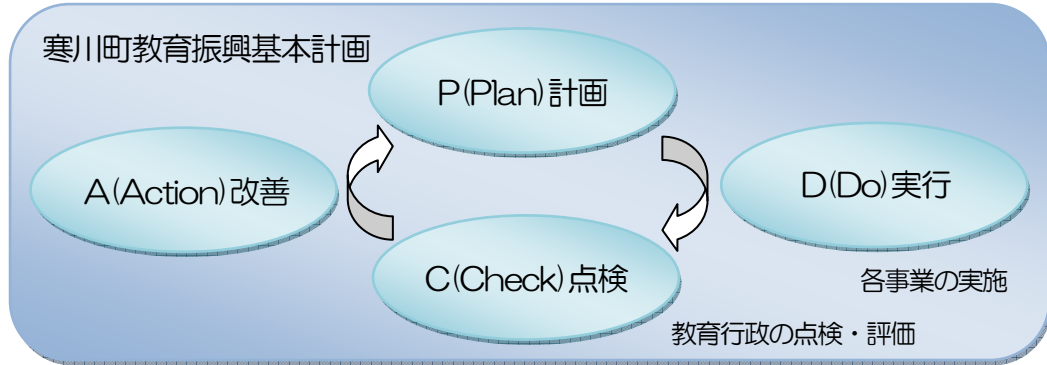


エ 教育委員会の点検・評価

教育基本法の改正に伴い、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制の充実・強化を目指して、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から施行されました。改正の目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第27条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされました。

寒川町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、点検・評価を実施し、その結果を毎年、報告書としてまとめています。点検・評価の対象事業は、その対象範囲として、学校教育、社会教育及びスポーツに関することなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務としました。教育委員会が行っている事業について、教育委員会が自ら点検・評価（自己評価）を行い、各々の取組状況とそれに対する課題や改善策などを明らかにするとともに、点検・評価の客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方々（外部評価者）よりさまざまなご意見をいただいています。

国の教育振興基本計画（H20～24年度の計画）



【子どもまつり】

(2)教育関連法令等

ア 教育基本法

平成18年法律第120号

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教

育上必要な支援を講じなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

イ 国の教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)の概要

○今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。

- ・公教育の質を高め、信頼を確立する。
- ・社会全体で子どもを育てる。

②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

- ・高等学校や大学等における教育の質を保証する。
- ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する。

※このような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考としつつ、必要な予算についての財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要。

○今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

<施策の基本的方向>

◇基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む。

- ・学校、家庭、地域の連携、協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる。
- ・家庭の教育力の向上を図る。
- ・人材育成に関する社会の要請に応える。
- ・いつでもどこでも学べる環境をつくる。

◇基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。

- ・知識、技能や思考力、判断力、表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する。
- ・規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる。
- ・教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる。
- ・教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する。
- ・幼児期における教育を推進する。
- ・特別なニーズに対応した教育を推進する。

◇基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。

- ・社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する。
- ・世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する。
- ・大学等の国際化を強化する。
- ・国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する。
- ・大学教育の質の向上・保証を推進する。
- ・大学等の教育研究を支える基盤を強化する。

◇基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。

- ・安全、安心な教育環境を実現する。
- ・質の高い教育を支える環境を整備する。
- ・私立学校の教育研究を振興する。
- ・教育機会の均等を確保する。

○特に重点的に取り組むべき事項

- ・確かな学力の保証
- ・豊かな心と健やかな体の育成
- ・教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ・手厚い支援が必要な子どもの教育の推進
- ・地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり
- ・キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
- ・大学等の教育力の強化と質保証
- ・卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進
- ・安心・安全な教育環境の実現と教育への機会の保障

(3)寒川町立小・中学校の概要

平成24年3月現在



寒川小学校

所在地 寒川町宮山934番地 〒253-0106
電話 0467(75)0032 FAX (75)2589

開校 昭和22年4月1日
開校記念日 10月21日

学級数 24学級(特別支援学級2)

学校教育目標 「確かな学びを創り、生きる力を育む」
学校研究テーマ 「伝え合う力の育成」



一之宮小学校

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111
電話 0467(75)0058 FAX (75)0093

開校 昭和36年4月1日
開校記念日 5月18日

学級数 17学級(特別支援学級2)

学校教育目標 「みんなちがって みんないい! ~お互いを認め合い尊重する子~」
学校研究テーマ 「すじみちをたてて考える力を育てる ~算数科を通して~」



旭小学校

所在地 寒川町倉見1675番地3 〒253-0101
電話 0467(75)0359 FAX (75)2586

開校 昭和36年4月1日
開校記念日 6月26日

学級数 20学級

学校教育目標 「自ら学び 心豊かに たくましく生きる子の育成」
学校研究テーマ 「伝え合う力の育成 ~考えを分かりやすく伝える~」





小谷小学校

所在地 寒川町小谷四丁目5番1号 〒253-0103
電話 0467(75)3671 FAX (75)3215

開校 昭和55年4月1日
開校記念日 6月10日

学級数 14学級 通級指導教室



学校教育目標 「知を育て 心を育み たくましく生きる子を育てる」
学校研究テーマ 「思いや考えを伝え合う力の育成を目指して
～国語科における基礎・基本の力を育てる～」



南小学校

所在地 寒川町一之宮九丁目9番1号 〒253-0111
電話 0467(74)7444 FAX (74)7496

開校 平成6年4月1日
開校記念日 6月26日

学級数 17学級



学校教育目標 「かみなぎる みなみの子」
学校研究テーマ 「確かな学力の育成を目指して ～分かりたい・伝えたい・深めたい～」



寒川中学校

所在地 寒川町一之宮三丁目9番1号 〒253-0111
電話 0467(75)0051 FAX (75)2583

開校 昭和22年5月1日
開校記念日 10月11日

学級数 12学級(特別支援学級3)



学校教育目標 「自分大好き 友達大好き 学校大好き 生きるって素晴らしい」
学校研究テーマ 「もっと寒中大好き!ほっとできる ぐっと伸びる授業づくり」



旭が丘中学校

所在地 寒川町小動 933 番地 〒253-0102
電 話 0467(75)5553 F A X (75)3329

開 校 昭和47年4月1日
開校記念日 4月12日

学級数 17学級（特別支援学級2）

学校教育目標 「強く 優しく しなやかに」

学校研究テーマ 「仲間との関わり合いを通して 自らを育てる学習指導の工夫」



寒川東中学校

所在地 寒川町岡田 718 番地 〒253-0105
電 話 0467(74)0332 F A X (74)0976

開 校 平成元年4月1日
開校記念日 6月27日

学級数 13学級

学校教育目標 「ゆたかな心とたしかな力をめざして」

学校研究テーマ 「言語活動を生かした授業の工夫」



(4) 社会教育施設の概要

平成24年3月現在

◇寒川町公民館



室名		面積(m ²)	定員(人)
1階	学習室A	63.00	30
	学習室B	63.00	30

所在地 寒川町宮山 934 番地 〒253-0106
(寒川小学校北棟内)
電話・FAX 0467(75)0021
管理面積 485.50 m²
使用開始 平成22年4月1日

◇町民センター



室名		面積(m ²)	定員(人)
1階	会議室	58.00	20
	展示室兼学習室1	129.00	140
	展示室兼学習室2	90.00	64
	視聴覚室	127.00	84
	和室	64.00	30
2階	ホール	869.00	851
3階	講義室1	58.00	16
	講義室2	41.00	16
	小学習室	48.00	20

所在地 寒川町宮山 165 番地 〒253-0106
電話 0467(74)2333 FAX (75)2239
敷地面積 2,071.65 m²
延床面積 3,602.73 m²
開館 昭和54年11月1日

※講義室1, 2は中仕切を除けば1室として使用できます。
ホールとしても使用できます。
その他 展示コーナー、食堂、ロビー

◇北部公民館（北部文化福祉会館）



所在地 寒川町宮山 2820 番地 1 〒253-0106
 電話 0467(74)1515 FAX (74)7405
 敷地面積 1,298.00 m²
 延床面積 1,188.10 m²
 開館 昭和 57 年 4 月 1 日

室名		面積(m ²)	定員(人)
1階	敬老室	25.00	10
	機能回復室	99.00	30
	展示ロビー	77.00	-
	集会室	203.00	100
	談話室	39.00	15
2階	実習室	55.00	15
	会議室	78.00	30
	和室	78.00	25
	プレイルーム	39.00	10
	図書室	78.00	10

◇南部公民館（南部文化福祉会館）



所在地 寒川町一之宮八丁目 5 番 20 号
 電話 0467(75)0281 FAX (75)1777
 敷地面積 2,163.63 m²
 延床面積 1,497.64 m²
 開館 昭和 58 年 4 月 1 日

室名		面積(m ²)	定員(人)
A棟 1階	図書コーナー	151.00	-
	展示コーナー	84.00	-
	敬老室	39.00	15
	機能回復室	52.00	10
	ふれあいルーム	40.56	10
A棟 2階	会議室	105.00	40
	和室	106.00	30
	実習室	68.00	20
	プレイルーム	43.00	15
	視聴覚室	68.00	25
B棟 1階	集会室	211.00	100

◇寒川総合図書館



所在地 寒川町宮山 135 番地 1 〒253-0106
 電話 0467(75)3615 F A X (75)3669
 開館 平成 18 年 11 月 3 日

＜施設の概要＞

施設内容	図書館及び文書館複合施設	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造 地上4階地下1階建	
敷地面積	2,752.74 m ²	
建築面積	1,461.24 m ²	
延床面積	4,707.14 m ²	
各床面積	1階(図書館)	1,329.46 m ²
	2階(図書館)	1,238.95 m ²
	3階(図書館)	862.64 m ²
	4階(文書館)	844.36 m ²
	地下機械室	431.73 m ²

＜開館時間・休館日＞

開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
休館日	月曜日 (休日に当たるときは、開館) 年末年始 特別整理日(年7日以内)

＜図書館資料＞

(H23. 3. 31 現在)

図書	一般書	122,718 冊
	児童書	34,472 冊
	計	157,190 冊
視聴覚資料	CD	6,539 点
	DVD	1,753 点
	計	8,292 点
地域資料		49 点
新聞		12 紙
雑誌		141 誌

※雑誌は、平成 22 年度の最大タイトル数です。

＜館内の概要＞

1階	<ul style="list-style-type: none"> ●一般図書、新聞・雑誌、児童書 ●閲覧席 開架フロア 44 席 児童フロア 52 席 ●親子読書コーナー、おはなしのへや、企画展示室、録音室、対面朗読室、子どもインターネットコーナーなど
2階	<ul style="list-style-type: none"> ●一般図書、参考図書、視聴覚資料 ●閲覧席 47 席 ●視聴覚コーナー14席、インターネットコーナー18席、参考閲覧室8席、レファレンスルーム2席など
3階	<ul style="list-style-type: none"> ●学習室 50 席、会議室 20 席、ふれあいコーナー12席、ルーフガーデン、事務室など



館内の様子

◇文化財学習センター



埋蔵文化財展示コーナー

町立一之宮小学校内にある「文化財学習センター」では、土器、民具、歴史資料等の文化財を通して寒川の歴史が学べます。

<センター内の概要>

埋蔵文化財展示コーナー、レプリカ展示室、民俗文化展示室、学習室、事務室兼整理室、資料室

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111
 (一之宮小学校北棟内)
 電話・FAX 0467(75)1930
 開館 平成8年11月1日



民俗文化展示室

(5)スポーツ施設の概要

平成24年3月現在

◇さむかわ庭球場



所在地 寒川町宮山4014番地
 電話 0467(74)6330
 敷地面積 5,741.71㎡
 施設概要 全天候型ソフトラバーコート(5面)

◇寒川町営プール



所在地 寒川町宮山 4007 番
電話 0467(75)6655
敷地面積 5,346.09 m²
施設概要 50mプール、幼児用プール、
スライダープール
ハウス付き 25mプール (休止中)

◇川とのふれあい公園



川とのふれあい公園野球場



川とのふれあい公園サッカー場

所在地 寒川町宮山 4331 番地
敷地面積 32,910.00 m²
利用可能種目 軟式野球、ソフトボール、サッカー

◇田端スポーツ公園



所在地 寒川町田端2,483番地1

敷地面積 52,683.00㎡

利用可能種目 軟式野球、ソフトボール、トラック競技、少年サッカー
ペタンク、グラウンドゴルフ他

◇倉見スポーツ公園



所在地 寒川町倉見249番地1
敷地面積 9,940.02 m²
利用可能種目 少年野球(軟式)、ソフトボール

◇寒川総合体育館(都市公園施設)



メインアリーナ(約48m×約34m)

所在地 寒川町宮山275番地
電話 0467(75)1005
敷地面積 10,025.75 m²
施設概要 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場
トレーニングルーム、浴室、サウナ室、多目的室、会議室等

寒川町教育振興基本計画

平成24年4月発行

編集・発行 寒川町教育委員会

〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話(0467)74-1111 (代表)